

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案の概要

改正の趣旨

住民基本台帳法（以下「法」という。）の改正に鑑み、附票本人確認情報の保護について規定するとともに、森林環境税に係る徴収金の賦課徴収等の事務に関し、知事の保有する本人確認情報を市町村に提供することとする。

改正の動機

- 1 法改正により、附票本人確認情報に関する規定が設けられたため、法に基づき設置している審議会の審議事項に附票本人確認情報の規定を追加するとともに、その名称を変更する必要がある。
- 2 法改正により、本人確認情報の提供事務に森林環境税の賦課徴収等に関する事務が追加されたため、市町村の行政事務の効率化を図ることを目的として、法と同様に条例においても本人確認情報の提供事務を追加する必要がある。

改正の内容

- 1 審議会の審議事項に附票本人確認情報の保護を追加
- 2 北海道本人確認情報保護審議会の名称変更
名称を北海道本人確認情報等保護審議会に変更
- 3 本人確認情報を提供することができる事務の追加
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による森林環境税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務及び森林環境税に関する犯則事件の調査に関する事務
※提供することができる本人確認情報
氏名、住所、生年月日、性別の4情報

施行期日

公布の日（令和6年5月27日に改正法が施行）

【デジタル手続法による住基法の改正 (R1.5.31)】

デジタル手続法／国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用関係 改正の背景

- マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度
 - 住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状
- 国外に長期滞在する日本国民が増加
 - (H29 に国外滞在する日本国民は約 135 万人で、住基法が制定された S40 年代前半の約 4 倍)
- デジタル化の進展により、官民のオンライン手続きが多様化
 - 国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり
(マイナポータルの利用、年金現況届等の手続きのオンライン化、将来的には在外インターネット投票 など)

⇒国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用
 国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証（電子証明書）の利用を実現

※実現に向けた法改正は次のとおり

住民基本台帳法の一部改正	公的個人認証法の一部改正	マイナンバー法の一部改正
<p>① 戸籍の附票の記載事項の追加 【現 行】氏名・住所 【改正後】4 情報・住民票コード →法改正により、「<u>附票本人確認情報</u>」に関する規定を新たに整備（<u>条例に附票本人確認情報の保護に関する規定の整備が必要</u>）</p> <p>② 附票本人確認情報提供機能構築</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供 2) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用 	<p>① 国外転出者に対する電子証明書発行の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 附票管理市町村長を経由して J-LIS が発行 2) 国外転出時の特例（最終住所地市町村長を経由して発行することで、国外転出しても継続有効 等） <p>② 国外転出者の電子証明書の失効事由の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 附票ネットで死亡等を覚知した場合に失効 	<p>① 国外転出者に対するマイナンバーカード発行の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 附票管理市町村長が発行 2) 国外転出時の特例（最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効）

【マイナンバー法の改正に伴う住基法の改正（R5.6.9）】

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）改正の背景
→新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等を図る。

2 改正のポイント（住基法関係のみ）

1. マイナンバーの利用範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none">○ 理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用推進を図る。○ 理容師・美容師及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする。 → 事務手続きにおける添付書類の省略が可能に
2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し	<ul style="list-style-type: none">○ 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）についても、マイナンバーの利用を可能とする。 → 改正に伴い、住基法に準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等に関する規定が新設（※デジタル手続法の改正に伴い改正された住基法の条項ずれが発生。）○ 法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。 → 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に
3. マイナンバーカードの普及・利用促進	<ul style="list-style-type: none">○ 在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する事務を可能とする。○ 市町村から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付申請の受付等が可能に。○ 暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認をする方法の規定を整備（例：図書館等での活用）。 → マイナンバーカードを申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進
4. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加	<ul style="list-style-type: none">○ 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。○ マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。 → 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に

改正デジタル手続法、改正番号法の施行日：令和6年5月27日

【本人確認情報・附票本人確認情報について】

住民票・戸籍附票における氏名・出生の年月日・戸籍の表示等の記載に当たっては、戸籍に記載の情報をを用いる

○住民票
→住所地市町村が編成・管理
→個人又は世帯が単位

記載事項

- ・氏名
- ・出生の年月日
- ・男女の別
- ・住所
- ・住民票コード
- ・個人番号
- ・世帯主との続柄
- ・戸籍の表示
(筆頭者の氏名及び本籍)
- ・住所を定めた年月日
- ・従前の住所 等

○戸籍附票
→本籍地市町村が作成・管理
→戸籍が単位

記載事項

- ・氏名
- ・出生の年月日 (※)
- ・男女の別 (※)
- ・住所 (国外転出者はその旨)
- ・住民票コード (※)
- ・戸籍の表示
(筆頭者の氏名及び本籍)
- ・住所を定めた年月日 等

(※)はR6.5.27施行の改正住基法で追加

本人確認情報

- ・氏名
- ・出生の年月日
- ・男女の別
- ・住所
- ・住民票コード
- ・個人番号

附票本人確認情報

- ・氏名
- ・出生の年月日
- ・男女の別
- ・住所
- ・住民票コード

○戸籍

- 本籍地市町村が編成・管理
- 夫婦及びこれと氏を同じくする子ごと
- ・氏名
- ・出生の年月日
- ・実父母（養親）の氏名
- ・実父母（養親）との続柄
- ・夫または妻である旨
- ・戸籍の表示
(筆頭者の氏名及び本籍)
- ・戸籍に入った原因
- ・戸籍に入った年月日
- ・従前の戸籍の表示 等

→法務省が副本を保存

住基法 ← → 戸籍法

森林環境税の賦課徴収等の開始による提供事務の追加

1 森林環境税の概要

(1) 創設の目的

パリ協定の枠組みの下で温室効果ガス排出削減目標の達成や土砂災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を確保するため、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立

(2) 納税義務者等

日本国内に住所を有する個人に対して課する国税（令和6年度から課税）

(3) 税率

1,000円（年額）

(4) 賦課徴収

市町村が個人住民税（均等割）に係る賦課徴収と併せて実施

2 森林環境税の賦課徴収等に関する事務を提供事務に追加する理由

(1) 森林環境税の徴収開始に伴う住民基本台帳法の改正

令和6年度からの森林環境税の課税開始に伴い、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）が改正（令和6年1月1日に施行）され、従前から本人確認情報の提供事務として規定されてきた「地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務」に「森林環境税に関する事務」が追加。

【参考】改正後の住基法（抜粋）

別表第2 2の2

地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(2) 市町村からの条例改正の要望

道では住民基本台帳法施行条例（以下「条例」という。）により、地方税の賦課徴収等に関する事務については、対象者の生年月日の確認を可能としている。

※住基法では対象者の「生存の事実、氏名又は住所変更の事実の確認」が可能。

上記2（1）の住基法の改正に伴い、市町村から「住基法と同様に条例の地方税の賦課徴収等に関する事務に森林環境税に関する事務を追加する必要がある。」旨の要望を受け、全市町村へ条例改正に係る要望調査を実施したところ、100市町村から条例改正を希望する旨の回答があった。

(3) 地方税の賦課徴収事務における提供実績

市町村税の賦課徴収等事務は、条例に基づく総提供件数の9割を占めており、森林環境税の賦課徴収等事務は地方税に係る事務と併せて行われるため、市町村の行政事務の効率化が見込まれる。

提供事務	提供件数				
	H30	R1	R2	R3	R4
地方税法等による市町村税の賦課徴収に関する事務	1,481	1,658	1,455	1,628	1,439
地方税法による市町村税の犯則事件の調査に関する事務	3	1	1	-	-
条例による総提供件数	1,564	1,732	1,491	1,661	1,505